

議第 2 3 3 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

- 1 公の施設の名称  
漁船巻揚施設（仁方漁船巻揚施設）
- 2 指定管理者  
呉市仁方皆実町 1 0 番 7 号  
仁方漁業協同組合  
代表理事組合長 平岡 達明
- 3 指定期間  
令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

仁方漁船巻揚施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

議第 234 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

- 1 公の施設の名称  
漁船巻揚施設（三之瀬漁船巻揚施設）
- 2 指定管理者  
呉市下蒲刈町下島 2 1 2 0 番地の 3  
下蒲刈町漁業協同組合  
代表理事組合長 吉川 宏夫
- 3 指定期間  
令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

三之瀬漁船巻揚施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

議第 235 号

公の施設の指定管理者の指定について  
次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

- 1 公の施設の名称  
漁船巻揚施設（大地蔵漁船巻揚施設）
- 2 指定管理者  
呉市下蒲刈町下島 2 1 2 0 番地の 3  
下蒲刈町漁業協同組合  
代表理事組合長 吉川 宏夫
- 3 指定期間  
令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

大地蔵漁船巻揚施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

議第 236 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

- 1 公の施設の名称  
漁船巻揚施設（音戸漁船巻揚施設）
- 2 指定管理者  
呉市音戸町北隠渡 1 丁目 1 2 番 4 号  
音戸漁業協同組合  
代表理事組合長 中島 克之
- 3 指定期間  
令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

音戸漁船巻揚施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

議第237号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

- 1 公の施設の名称  
漁船巻揚施設（田原漁船巻揚施設）
- 2 指定管理者  
呉市音戸町田原2丁目12番1号  
田原漁業協同組合  
代表理事組合長 重川 直喜
- 3 指定期間  
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

（提案理由）

田原漁船巻揚施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。

議第238号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

- 1 公の施設の名称  
漁船巻揚施設（早瀬漁船巻揚施設）
- 2 指定管理者  
呉市音戸町早瀬2丁目8番3号  
早瀬漁業協同組合  
代表理事組合長 古本 正人
- 3 指定期間  
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

（提案理由）

早瀬漁船巻揚施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。

議第 239 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

- 1 公の施設の名称  
漁船巻揚施設（オノ木漁船巻揚施設）
- 2 指定管理者  
呉市倉橋町 888 番地  
倉橋西部漁業協同組合  
代表理事組合長 齊藤 継男
- 3 指定期間  
令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

オノ木漁船巻揚施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

議第240号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

- 1 公の施設の名称  
漁船巻揚施設（宮盛漁船巻揚施設）
- 2 指定管理者  
呉市蒲刈町宮盛1番地の2  
蒲刈町漁業協同組合  
代表理事組合長 兼田 治
- 3 指定期間  
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

（提案理由）

宮盛漁船巻揚施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。



議第241号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

- 1 公の施設の名称  
漁船巻揚施設（大浦漁船巻揚施設）
- 2 指定管理者  
呉市蒲刈町宮盛1番地の2  
蒲刈町漁業協同組合  
代表理事組合長 兼田 治
- 3 指定期間  
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

（提案理由）

大浦漁船巻揚施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。

議第242号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

- 1 公の施設の名称  
漁船巻揚施設（安浦漁船巻揚施設）
- 2 指定管理者  
呉市安浦町三津口2丁目4番6号  
安浦漁業協同組合  
代表理事組合長 原田 貢
- 3 指定期間  
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

（提案理由）

安浦漁船巻揚施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。

議第243号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

- 1 公の施設の名称  
漁船巻揚施設（豊浜漁船巻揚施設）
- 2 指定管理者  
呉市豊浜町大字豊島4136番地22  
呉豊島漁業協同組合  
代表理事組合長 北田 國一
- 3 指定期間  
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

（提案理由）

豊浜漁船巻揚施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。